

# 令和4年度 基幹バスシステム構築に向けた調査検討業務

## 1 委託業務名

令和4年度 基幹バスシステム構築に向けた調査検討業務

## 2 履行期間

契約の日から令和5年3月31日までとする。

## 3 業務目的

鉄道のない唯一の県である沖縄県は、那覇を中心とした本島内を網羅するようなバス交通網が形成されてきたが、県民の自動車保有台数の増加に伴い「慢性化した交通渋滞」や「公共交通の衰退」が続いてきた。

これらの状況を解決するため、国道58号を中心とした中南部地域のバス交通については、「那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市・北中城村地域公共交通総合連携計画」（以下、「連携計画」という。）を策定し、基幹バスシステムの導入により、定時速達性の向上や、利用者に分かりやすく、運営上も効率的なバス網を形成するためのバス網再編等の取り組みを各関係者にて検討・実施してきており、令和元年度には「基幹急行バス」の運行開始など、施策の具体化が行われたところである。

また、令和4年3月には連携計画を改定し、基幹バスシステムは重要な社会インフラと位置づけ、速達性や定時性などの目指すべき目標水準を明確にし、目標達成までの事業スケジュールの更新を行った。

本業務は、改定された連携計画に基づき、基幹バスシステム構築に向けた伊佐以北へのバスレーン導入を対象とした県民へのパブリック・インボルブメント（以下、「PI」という。）を実施するための計画検討プロセスやPI全体スケジュールの作成を行い、PIとは別に沿線住民を対象とした合意形成手法も検討する。また、基幹バスシステムは国道330号、国道329号への導入も計画されており、当該路線のバス路線を対象に連携計画に位置づけられている「バス停のグレードアップ」事業の実施に向けた基礎調査及びコストも含めたスケジュールの検討を行う。

## 4 業務内容

### 4-1 伊佐以北へのバスレーン導入を対象としたPI実施に向けた検討

✓以下の項目を踏まえ、検討の進め方を企画提案書で示すこと。

#### (1) PI実施のための計画検討プロセスの検討

PI実施のための計画検討プロセス（ステップ）について、PI開始から終了までのスケジュールも含めて検討する。

※検討にあたっては、バスレーンに関する過年度のPI事例や他事業での事例を収集し

反映させることとし、PI 対象者についても検討すること。

## (2) PI 対象者とのコミュニケーション計画の検討

(1)の内容を踏まえ、PI 対象者に応じたコミュニケーション手法を検討する。

※本業務の履行期間（R4 年度内）の中で、PI 対象者とコミュニケーションを行う必要がある場合は、その内容も含めること。

※PI の実施に必要となるコミュニケーションツールの計画検討も行うこと。（別業務で広報を予定している動画に必要な素材（VR・CG 等）の作成も含む）

## (3) 計画検討プロセスの運営方法の検討

(1)及び(2)の内容を踏まえ、計画検討プロセスを運営するための方法について検討する。

※「沖縄県公共交通活性化推進協議会」などの活用も含めて検討すること。

※委員会等を組織する必要がある場合は、その委員候補案も提案すること。

※本業務の履行期間（R4 年度内）の中で、計画検討プロセスとして委員会等を開催する必要がある場合は、その内容（委員報酬及び会議室使用料等）も含めること。

## 4-2 伊佐以北へのバスレーン導入に向けた沿線住民等との合意形成手法の検討・実施

✓以下の項目を踏まえ、検討の進め方を企画提案書で示すこと。

### (1) 伊佐～普天間、普天間～山里における沿線住民等との合意形成手法の検討・実施

#### 1) 沿線の土地利用、道路利用状況を踏まえた関係者の抽出

関係市町村と連携し、バスレーン導入に向けた沿線住民を含む関係者（ステークホルダー）の抽出を行う。

#### 2) 関係者を含めた合意形成手法の検討

1)の内容を踏まえ、合意形成手法について検討する。

※新型コロナウイルス感染症の流行も踏まえた内容とすること。

#### 3) 合意形成のために必要な方策の実施及び検討資料の作成

1)、2)の内容を踏まえ、関係者との合意形成のために必要な方策を実施し、必要な資料を作成する。

※資料作成にあたってのデータ解析や図面（イメージパース等含む）作成等の作業も含めること。

### (2) 関係機関との合意形成手法の検討・実施

#### 1) 関係機関を含めた合意形成手法の検討

バスレーン導入に向けて、交通管理者及び道路管理者等との合意形成手法について検討する。

※新型コロナウイルス感染症の流行も踏まえた合意形成手法を提案すること。

※「沖縄県公共交通活性化推進協議会」などの活用も含めて検討すること。

## 2) 合意形成のために必要な方策の実施及び検討資料の作成

1)の内容を踏まえ、関係機関との合意形成のために必要な方策を実施し、必要な資料を作成する。

※資料作成にあたってのデータ解析や図面イメージパース等含む（作成等の作業も含めること）。

### 4-3 乗り継ぎ環境の整備に向けた検討

✓以下の項目を踏まえ、検討の進め方を企画提案書で示すこと。

#### (1) バス停上屋設置に向けた資料収集

対象となる路線（国道 330 号、国道 329 号）のバス停の現地状況を確認する。また、道路管理者へのヒアリングを通して、バス停上屋の設置主体や占用条件等の確認を行う。併せてバス協会へのヒアリングを通して、バス協会の意向を確認する。

#### (2) バス停上屋の標準設計

(1)の内容を踏まえ、国道管理区間におけるバス停上屋の標準設計を検討する。

#### (3) バス停への情報提供施設の検討

(1)の内容を踏まえ、バス利用者への心理的ストレスを軽減するための情報提供施設の検討を行う。検討にあたっては初期設置費用のみならず、情報更新費用も含めたランニングコストも確認すること。また、ランニングコスト軽減に寄与する方策も合わせて検討し、道路占用等の実現可能性も合わせて検討すること。

#### (4) 役割分担及び事業スケジュールの検討

(1)～(3)の内容を踏まえ、整備に向けた各主体の役割分担及びスケジュールを検討する。検討にあたってはコストも含めて整理すること。

## 5 報告書作成

(1) 本業務の報告書は、4 業務内容の基礎情報及び検討結果や必要なバックデータ、図表について、盛り込まれていること。

(2) 報告書のとりまとめにあたっては、調査内容について体系的に整理し、図表やイメージ図等を用いて、県民にわかりやすい内容とするよう努めること。

(3) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、3 回実施するものとする（中間 1 回）。

## 6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ① 調査報告書（くるみ製本・A4 版）・・・ 3 部
- ② 調査報告書（概要版）・・・・・・ 30 部
- ③ 上記 1) 及び 2) の電子ファイル・・・・ 一式
- ④ その他、沖縄県の指示する資料等・・・・ 一式

## 7 業務の実施体制等について

受託者は業務遂行にあたり、本委託の目的および個々の調査の意図を理解した上で、必要な諸条件を満足させるよう、専門的な技術を十分に発揮しなければならない。

受託者は管理技術者を配置し、管理技術者は、業務内容、作業の進捗状況等を的確に把握し監理するとともに、県監督員と緊密な連絡を取り、業務の方針および進捗状況を常に確認するものとする。

## 8 著作権等

成果品の著作権及び所有権は沖縄県企画部交通政策課に帰属する。ただし、本委託業務実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

沖縄県企画部交通政策課の許可を受けずに、他に公表、貸与、使用してはならない。

## 9 業務の再委託についての留意事項

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

- ア 契約金額のうち、調査分析業務等に係る経費
- イ 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

<その他、簡易な業務>

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

## 10 他業務との連携について

同時期発注の「令和4年度基幹バスシステム導入に向けた調査検討業務（沖縄県公共交通活性化推進協議会）」にて、基幹バスシステムの導入に関連した調査を予定している。相互に連携し業務の遂行にあたること。

## 11 その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通政策課及び受託者で協議の上決定する